THE BEST QUALITY IN THE WORLD, TO THE WORLD

世界一の品質を
世界のすみずみへ

MANI

第65期 定時株主総会
招集ご通知

開催日時	2024年11月25日（月曜日） 開会▶午前10時（受付開始９時00分）
開催場所	ライトキューブ宇都宮 ３階 中ホール(東側) 栃木県宇都宮市宮みらい１番20号（宇都宮駅東口直結） 会場が昨年と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「定時株主総会　会場ご案内図」をご参照くださいますようお願いいたします。
目次	● 株主総会参考書類 ● 事業報告 ● 連結計算書類／監査報告 ● 計算書類／監査報告

インターネット及び郵送による議決権行使期限
2024年11月22日（金曜日）午後５時20分

マニー株式会社
証券コード：7730

株主の皆様へ

「世界一の品質」を強みに、新たな成長ステージへ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第65期定時株主総会を2024年11月25日（月）に開催いたしますので、ここにご案内いたします。

マニーグループは「患者のためになり、医師の役に立つ製品の開発・生産・提供を通して世界の人々の幸福に貢献する」という企業理念のもと、更なる成長に向けて、2022年８月期よりスタートした中期経営計画により、営業・生産・開発の各機能におけるプラットフォームを劇的に進化することで「ビジネスモデルの変革」を行い、「真のグローバル企業」へと成長するための取組みを進めております。

グローバルでの事業拡大の取組みとして、マレーシアに設立した販売拠点を中心に、東南アジア圏でのシェア拡大を推進しているほか、新たにアメリカに販売拠点を設立し、医療先進国での事業拡大を進めております。

世界で戦える製品開発を目指して、歯科根管治療用ニッケルチタン（NiTi）ロータリーファイル「JIZAI」、歯科用修復材「MANI EG Composite」、眼科手術用硝子体鑷子（しょうしたいせっし）「マニーマイクロ鑷子（せっし）」の上市を完了いたしました。その他、製品ラインナップの拡充やアイレス針をロボット手術に適した形で開発する等の取組みも進めてまいりました。

グローバル生産体制の構築の面では、国内においてスマートファクトリーの建設を開始いたしました。本スマートファクトリーは、新製品の量産技術や主要既存製品の次世代自動化生産ラインの確立、そしてその後の海外展開を見据えた「パイロット工場」として位置付けております。

さらに、これまでに築き上げてきた開発・生産・営業の各機能におけるプラットフォーム改革をさらに加速し、マニーが新たな成長ステージへと進化できるようにしていくために、第66期からは現社外取締役である渡部眞也を新たな代表執行役社長とし、全社的な組織・事業運営改革に全力で取り組んでまいります。引き続き、中期経営計画の着実な実行と中長期的な企業価値向上を追求してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

取締役兼
代表執行役社長　**齊藤 雅彦**

MANI

企業理念・社訓・基本方針

企業理念

患者のためになり、医師の役に立つ製品の開発・生産・提供を通して

世界の人々の幸福に貢献する

社訓

科学する心で
熱心に粘り強く

経営基本方針

順法精神と独創技術を持ち
将来利益を確保する

営業基本方針

世界一の品質を
世界のすみずみへ

証券コード　7730
2024年11月８日
(電子提供措置の開始日 2024年11月１日)

株　主　各　位

栃木県宇都宮市清原工業団地８番３
マ　ニ　ー　株　式　会　社
取締役兼代表執行役社長　齊　藤　雅　彦

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。**

当社ウェブサイト	https://www.mani.co.jp/ir/stock3.html
株主総会資料 掲載ウェブサイト	https://d.sokai.jp/7730/teiji/
東京証券取引所ウェブサイト （東証上場会社情報サービス）	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「マニー」又は「コード」に当社証券コード「7730」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

**　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2024年11月22日（金曜日）午後５時20分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、6～7頁の「議決権行使についてのご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1．日　　時	2024年11月25日（月曜日）午前10時（受付開始9時00分）
2．場　　所	栃木県宇都宮市宮みらい1番20号 ライトキューブ宇都宮 3階 中ホール（東側） **(会場が昨年と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「定時株主総会　会場ご案内図」をご参照くださいますようお願いいたします。）**
3．目的事項	報告事項 第1号 第65期（2023年9月1日から2024年8月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第2号 第65期（2023年9月1日から2024年8月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役7名選任の件
4．議決権の行使について	(1)書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (3)インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎本株主総会においては書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」と「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」と「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、記載しておりません。したがいまして、当該書面は監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査委員会が監査をした対象の一部であります。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

第65期期末配当金のお知らせについて

2024年10月７日開催の当社取締役会において、第65期の期末配当金は、１株当たり23円とし、2024年11月11日（月曜日）を支払開始日としてお支払いすることを決議いたしました。
第65期期末配当金は本招集ご通知とあわせてお送りする「配当金領収証」により、払渡期間内（2024年11月11日から2024年12月13日まで）にお受け取りください。
配当金の口座振込をご指定の株主様には「配当金計算書」及び「お振込み先について」を本招集ご通知とあわせてお送りしております。
株式数比例配分方式をご指定の株主様には「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を本招集ご通知とあわせてお送りしております。

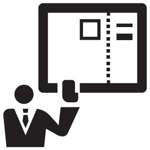

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2024年11月25日（月曜日）
午前10時

書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2024年11月22日（金曜日）
午後５時20分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年11月22日（金曜日）
午後５時20分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

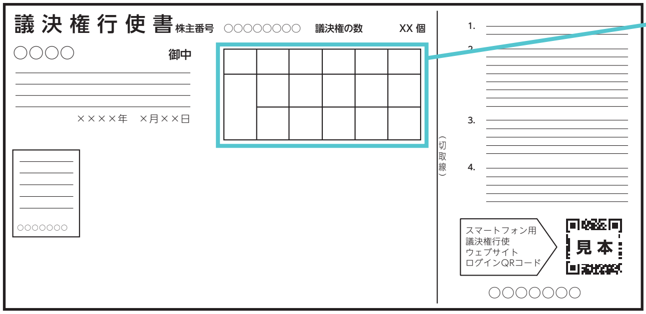

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

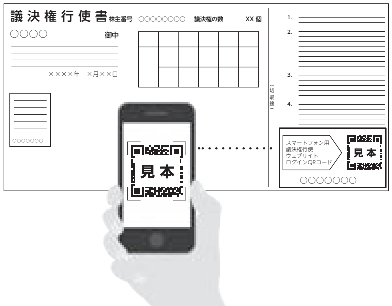

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

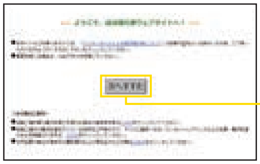

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

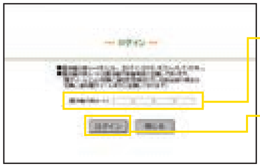

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）
（受付時間　9:00～21:00）

議決権電子行使プラットフォームについて
機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

1．提案の理由
事業年度における執行役の経営責任を明確化することを目的として、当社の事業年度に合わせ、執行役の任期を変更するものであります。

2．変更の内容
変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（任期） 第49条　執行役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が終結した後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。	（任期） 第49条　執行役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度末日までとする。ただし、他の執行役在任中に新たに就任した執行役の任期は、他の在任中の執行役の残任期間とする。

第２号議案　取締役７名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役７名全員は任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき取締役７名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

各候補者の抱負を、当社ウェブサイト(アドレスhttps://www.mani.co.jp/ir/stock3.html)にて掲載いたしております。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・主な担当	候補者属性
1	渡部眞也（わたなべ まさや）	社外取締役、戦略委員長	再任
2	髙橋一夫（たかはし かずお）	取締役兼執行役副社長、戦略委員	再任
3	髙井壽秀（たかい としひで）	取締役、取締役会副議長、指名委員、報酬委員	再任
4	矢野達司（やの たつし）	社外取締役、指名委員長、監査委員長	再任　社外　独立
5	森山裕紀子（もりやま ゆきこ）	社外取締役、報酬委員長、監査委員	再任　社外　独立
6	光定洋介（みつさだ ようすけ）	社外取締役、取締役会議長、指名委員、報酬委員、監査委員、戦略委員	再任　社外　独立
7	松井幸郎（まつい ゆきお）		新任　社外　独立

（注）当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により塡補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

（ご参考）取締役候補者のスキルマトリックス

氏　名	企業経営	グローバル	製造・技術・研究開発	営業・マーケティング	ガバナンス	財務・会計	法務・リスク管理
渡部眞也	○	○	○	○	○		
髙橋一夫	○		○	○	○	○	○
髙井壽秀	○	○		○	○	○	○
矢野達司	○	○	○	○	○		
森山裕紀子					○		○
光定洋介	○	○			○	○	○
松井幸郎	○	○		○	○		○

本議案が承認された場合の取締役会議長及び副議長、各委員会の構成は以下を予定しております。

当社は指名・報酬・監査・戦略の４委員会を置き、経営の監督機能と業務執行機能が制度的に分離されたガバナンス体制（指名委員会等設置会社）を採用しております。指名委員会等設置会社である当社の業務執行は執行役が行っており、執行役を兼務しない取締役（非業務執行取締役）はこれを行わず、主に監督機能を担っております。

取締役会	光定洋介（議長）、髙井壽秀（副議長）
指名委員会	矢野達司（委員長）、髙井壽秀、松井幸郎
報酬委員会	森山裕紀子（委員長）、髙井壽秀、松井幸郎
監査委員会	矢野達司（委員長）、森山裕紀子、光定洋介、松井幸郎
戦略委員会	渡部眞也（委員長）、髙橋一夫(副委員長)、髙井壽秀、矢野達司、森山裕紀子、光定洋介、松井幸郎 執行役専務以上、委員長が指名する社外アドバイザー

候補者番号
1

わた なべ まさ や
渡部 眞也

（1958年１月31日生 満66歳）

再任

所有する当社株式の数
400 株

取締役会への出席状況
100%（19回／19回）

略歴、当社における地位、担当

1982年 4月	㈱日立製作所入社
2007年 4月	同社エンタープライズサーバ事業部長就任
2009年 3月	日立グローバルストレージテクノロジーズ社（米国）取締役チーフストラテジスト就任
2012年 4月	㈱日立製作所執行役常務 情報・通信システム社CSO兼CIO就任
2014年 4月	同社執行役常務 日立アメリカ社(米国)取締役社長兼日立コンサルティング(米国)会長就任
2015年 4月	同社執行役常務 ヘルスケア社社長就任
2017年 6月	一般社団法人 医療機器産業連合会会長就任
2019年 4月	㈱日立製作所執行役常務 CISO兼Smart Transformation強化本部長就任
2020年 6月	みらかホールディングス㈱（現 H.U.グループホールディングス㈱）取締役兼代表執行役副社長 COO＆CIO就任
2022年11月	当社社外取締役就任（現任）
2023年 1月	㈱CROSS SYNC 社外取締役就任（現任）
2023年 8月	内閣府日本医療開発機構審議会委員就任（現任）
2023年11月	当社取締役会議長就任
2024年 1月	愛媛大学医学系研究科ヘルスケアデータサイエンス講座客員教授（現任）

重要な兼職の状況

㈱CROSS SYNC 社外取締役
内閣府日本医療開発機構審議会委員
愛媛大学医学系研究科ヘルスケアデータサイエンス講座客員教授

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

グローバル企業での経営者としての豊富な経験と知見や、公職や産業界での活動などを通じた幅広い視点を当社の経営に活かすとともに、取締役会の実効性や意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、本総会選任後の同日開催の取締役会にて代表執行役社長に就任する予定であります。

（注）当社は、渡部眞也氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としておりますが、再任が承認された場合は、当該契約を終了する予定であります。

候補者番号

2　髙橋（たかはし）　一夫（かずお）

（1955年１月17日生 満69歳）

再任

所有する当社株式の数

41,825株

取締役会への出席状況

100%（19回／19回）

略歴、当社における地位、担当

1978年 3月	㈱ホギ（現㈱ホギメディカル）入社
2009年 6月	同社取締役経営企画部長兼製品管理部長就任
2013年 8月	当社顧問就任
2014年11月	当社執行役就任
2016年11月	当社執行役常務就任
2018年11月	当社取締役就任（現任） 当社執行役副社長就任
2020年11月	当社代表執行役副社長就任
2021年11月	当社執行役副社長就任（現任）
2021年12月	馬尼（北京）貿易有限公司監事就任
2024年 9月	当社社長補佐（特命事項）、CRO就任（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

医療機器製造会社における長年の豊富なビジネス経験と幅広い知識を活かし、副社長及び最高リスク管理執行責任者（CRO）として重要な役割を果たしております。また、全社予算管理の総責任者として尽力し、上場企業としての会社の体制づくりの根幹を担う等経験が豊富であることから、取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3 髙井（たかい） 壽秀（としひで）

（1952年７月20日生 満72歳）

再任

所有する当社株式の数

51,000 株

取締役会への出席状況

100%（19回／19回）

略歴、当社における地位、担当

1977年 4月	㈱日本不動産銀行（元㈱日本債券信用銀行、現㈱あおぞら銀行）入行
2006年10月	当社顧問就任
2006年11月	当社執行役常務兼経営企画部長就任
2007年11月	当社執行役常務就任
2008年11月	当社執行役専務就任
2011年11月	当社執行役副社長就任
2013年11月	当社取締役就任（現任） 当社代表執行役社長就任
2020年11月	当社執行役会長就任
2021年11月	当社取締役会副議長就任（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

海外での豊富なビジネス経験と経理・財務の高度な専門知識を活かし、最高経営責任者として重要な役割を果たしてきた経験を有しております。また、内部統制の充実やコンプライアンスの確立等にも尽力し、上場企業としての会社の体制づくりの根幹を担う等経験が豊富であることから、取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号
4　矢野（やの）　達司（たつし）

（1951年６月21日生 満73歳）

再任　社外取締役　独立役員

所有する当社株式の数

2,700 株

取締役会への出席状況

100%（19回／19回）

略歴、当社における地位、担当

1974年　4月	㈱トーメン入社
2003年　6月	同社執行役員　北米総支配人兼米国トーメン社長就任
2006年　4月	三洋化成工業㈱理事就任（転籍）
2006年　6月	同社取締役兼執行役員就任
2010年　6月	同社取締役兼常務執行役員就任
2012年　6月	同社取締役兼専務執行役員就任
2016年　6月	同社顧問就任
2019年　6月	国際紙パルプ商事㈱（現 ＫＰＰグループホールディングス㈱）社外取締役就任（現任）
2019年11月	当社社外取締役就任（現任）
2020年11月	当社取締役会議長就任

重要な兼職の状況

ＫＰＰグループホールディングス㈱ 社外取締役

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

事業会社役員として、海外のビジネスに携わるとともに、海外製造会社、販売会社の運営を通じた豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に活かすとともに、社外取締役として、社会的公正な決定及び経営監督の実効性向上を実現し、当社取締役会の適切な意思決定の確保、ガバナンスの強化につながるものと判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

（注）１．当社は、矢野達司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
２．矢野達司氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって５年となります。
３．当社は、矢野達司氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
４．矢野達司氏は、2019年6月よりＫＰＰグループホールディングス㈱の社外取締役に就任し現在に至っておりますが、取締役として在任中でありました2024年３月、同社（及びその連結子会社である国際紙パルプ商事㈱）は、独立行政法人印刷局が発注する再生巻取用紙の入札に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。同氏は、違反行為が判明するまでその事実を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守を徹底する発言を行っており、また当該違反行為判明後には、原因究明及び再発防止策並びに社内ルールの整備等に関する助言、意見表明を行うなど、その職責を果たしております。

候補者番号

5　森山　裕紀子（もりやま　ゆきこ）

（1976年３月20日生 満48歳）

再任　社外取締役　独立役員

所有する当社株式の数

200 株

取締役会への出席状況

100%（19回／19回）

略歴、当社における地位、担当

2008年12月　弁護士登録 東京都内法律事務所所属
2010年10月　内閣府 参事官補佐（情報公開法改正法案準備室）
2015年　1月　早稲田リーガルコモンズ法律事務所参画
　　　　　　　パートナー弁護士（現任）
2020年　7月　和光市個人情報保護審査会（現個人情報保護審議会）委員
2020年11月　当社社外取締役就任（現任）
2022年　4月　和光市個人情報保護審議会会長（現任）

重要な兼職の状況

早稲田リーガルコモンズ法律事務所パートナー弁護士
和光市個人情報保護審議会会長

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士としての豊富な経験とハラスメント問題、個人情報保護、ビジネス法務などに関する高度な専門知識を当社経営に活かすとともに、社外取締役として、社会的公正な決定及び経営監督の実効性向上を実現し、主として法律及び多様性の見地から、当社取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保につながるものと判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

（注）１．当社は、森山裕紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
２．森山裕紀子氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって４年となります。
３．当社は、森山裕紀子氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
４．森山裕紀子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与していない者に該当いたしますが、主として法律及び多様性の見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保につながるものと判断いたしました。

候補者番号
6　光定(みつさだ) 洋介(ようすけ)

（1963年12月24日生 満60歳）

再任　社外取締役　独立役員

所有する当社株式の数

1,500 株

取締役会への出席状況

100%（16回／16回）

略歴、当社における地位、担当

1986年 4月	日本債券信用銀行（現㈱あおぞら銀行）入行
1999年10月	ユニゾン・キャピタル㈱入社
2002年 5月	㈱東ハト監査役就任
2002年 7月	有限会社ボルサ取締役就任（現任）
2005年 3月	あすかアセットマネジメントリミテッド（現あいざわアセットマネジメント㈱）入社
2007年 4月	産業能率大学経営学部准教授
2012年 4月	産業能率大学経営学部教授（現任）
2013年 7月	あすかアセットマネジメント㈱（現あいざわアセットマネジメント㈱）入社（現任）
2013年 8月	あすかコーポレイトアドバイザリー㈱取締役ファウンディングパートナー就任（現任）
2016年11月	夢の街創造委員会㈱（現㈱出前館）社外取締役就任
2019年 6月	㈱ファイズ（現ファイズホールディングス㈱）社外取締役就任
2021年 6月	共同印刷㈱社外取締役就任（現任）
2023年11月	当社社外取締役就任（現任）
2024年 7月	当社取締役会議長就任（現任）

重要な兼職の状況

産業能率大学経営学部教授
共同印刷(株) 社外取締役

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

株式投資業務を通じた企業との対話や経営を通じた豊富で幅広いビジネス経験と大学教授としてのファイナンス分野における深い知識をもっており、複数社で独立社外取締役を経験しています。これらの幅広い知識を当社の経営に活かすとともに、社外取締役として、経営監督の実効性向上を実現し、業務執行を行う取締役から独立した客観的な立場からの有益な意見等は当社にとって貴重であります。加えて、主としてファイナンスの専門家としての見地から当社取締役会の適切な意思決定の確保につながるものと判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

（注）1．当社は、光定洋介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
2．光定洋介氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって１年となります。
3．当社は、光定洋介氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4．光定洋介氏は、2021年6月より共同印刷㈱の社外取締役に就任し現在に至っておりますが、同社は、日本年金機構が発注する特定データプリントサービスの入札等に関して、遅くとも2016年5月6日から2019年10月7日までの間に、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為があったとして、2022年3月3日、公正取引委員会より、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。同氏は、当該違反行為後に就任しておりますが、就任後に他の社外役員と共同して原因究明及び再発防止策ならびに社内ルールの整備等に関して助言、意見表明を行うなど、その職責を果たしております。

候補者番号

7　松井（まつい）　幸郎（ゆきお）

（1962年１月24日生 満62歳）

新任　社外取締役　独立役員

所有する当社株式の数

ー 株

取締役会への出席状況

ー％（ー回／ー回）

略歴、当社における地位、担当

1984年	4月	藤沢薬品工業㈱（現アステラス製薬㈱）入社
2012年	4月	アステラス製薬㈱ アジア・オセアニアMarketing & Business Management部長就任
2015年	4月	同社執行役員 グローバルマーケティング戦略機能長就任
2016年	4月	同社執行役員 欧州・中近東・アフリカ事業就任
2018年	7月	同社専務担当役員 販売統括担当（Chief Commercial Officer）就任
2024年	4月	Goldman Sachs Asset Management Value Accelerator Operating Advisor就任（現任）
2024年	4月	東邦ホールディングス㈱ 経営戦略委員会　メンバー就任（現任）

重要な兼職の状況

Goldman Sachs Asset Management Value Accelerator Operating Advisor
東邦ホールディングス(株) 経営戦略委員会 メンバー

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

ヘルスケア業界でグローバルの経験が豊富であり、事業変革、内部統制等の知見に加え、多様性への理解や人材育成を含むグローバルなリーダーシップを当社の経営に活かすとともに、社外取締役として、社会的公正な決定及び経営監督の実効性向上を実現し、主としてグローバルなコンプライアンスの見地から、当社取締役会の適切な意思決定の確保につながるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

（注）１．松井幸郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
２．当社は、松井幸郎氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、松井幸郎氏の選任が承認された場合、上記と同内容の契約を締結する予定であります。

以　上

事業報告（2023年９月１日から2024年８月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当連結会計年度における事業の経過及び成果について、特筆すべき内容は下記のとおりです。

グローバルでの事業拡大

新たな拠点としてマレーシアに設立した販売子会社 MANI MEDICAL DEVICE MALAYSIA SDN. BHD.は2023年11月より本格的にマーケティング活動を開始しました。今後東南アジア地域の新興国をターゲットにデンタル関連製品やサージカル関連製品の積極的なマーケティング活動を展開してまいります。また、2024年９月にアメリカに新たな販売子会社MANI MEDICAL AMERICA,INC.を設立し、本格的な営業活動開始に向けて準備を進めております。医療先進国での地域密着型営業を推進し、北米市場での事業拡大を進めてまいります。そのほか、ドイツの連結子会社MANI MEDICAL GERMANY GmbH（以下、ドイツMMG）では2023年９月に新本社・工場へ移転し、生産活動を開始しました。ドイツMMGは今後、歯科用修復材[1]の生産能力の増強を図り、欧米及びアジアにおける販売拡大を推進してまいります。

世界で戦える製品開発

世界のKOL（キー・オピニオン・リーダー）医師との製品開発については、開発重点製品として掲げた歯科根管治療用NiTiロータリーファイル「JIZAI」[2]、歯科用修復材「MANI EG Composite」、眼科手術用硝子体鑷子[3]（しょうしたいせっし）「マニーマイクロ鑷子（せっし）」の上市を前期までに完了いたしました。2024年８月期には、歯科根管治療の質や治療の幅を広げたいというKOLニーズに応え、「JIZAI」の製品ラインナップを拡充する等の取組みを行いました。他方、既存製品や既存技術を応用する方向性での製品開発も進めており、当社独自のステンレス材料である「MANIハードファイバーステンレススチール」を用いたアイレス針をロボット手術に適した形で開発する等の取組みを進めました。

スマートファクトリーによるグローバル生産体制の強化[4]

グローバル生産体制の構築を目的として、国内では2023年10月よりスマートファクトリーの建設を開始いたしました。今回建設するスマートファクトリーは、新製品の量産技術及び主要既存製品の次世代の自動化生産ラインの確立とその後の海外展開を見据えた「パイロット工

場」として位置付けており、製造の省人化や製品の原価低減を図りながらグローバルでの売上拡大を目指しております。特に、開発重点製品である歯科根管治療に用いられるNiTiロータリーファイル「JIZAI」や白内障手術等に用いられる眼科ナイフの量産体制構築に向けた準備を進めております。

（脚注）

[1]歯の欠損した部分を人工物で埋めることにより歯の形態を回復し、機能性及び審美性を高める治療（歯冠修復治療、審美歯科治療）に使用される樹脂材料

[2]歯の歯髄と呼ばれる神経の治療法の１つである根管治療において、根管内の感染源除去に用いられる柔軟性の高いニッケルチタン製の歯科治療機器

[3]網膜剥離や糖尿病増殖性網膜症などの眼球疾患に対する治療法の１つである硝子体手術において、眼底の処置をするための眼科治療機器

[4]スマートファクトリーへの総投資額は105億円を予定（内訳：工場建設費用84億円、「JIZAI」量産ラインへの投資額11億円、眼科ナイフ量産ラインへの投資額10億円）

当連結会計年度における経営成績

主にアジア、北米を中心とした地域で販売が増加した他、円安による海外売上高の押し上げも加わったことを背景に、売上高は28,513百万円（前期比16.4％増）と好調に推移しました。一方、海外子会社における製造原価の上昇等により売上原価は10,616百万円（同17.1％増）、マーケティング活動の強化に伴う販促費の増加及び本社における人件費の増加により販売費及び一般管理費は9,505百万円（同16.2％増）となりましたが、売上高の拡大が費用増を吸収し、営業利益は8,392百万円（同15.8％増）となりました。営業利益の増益及び為替差益の計上に伴い、経常利益は8,464百万円（同5.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,286百万円（同5.6％増）となりました。

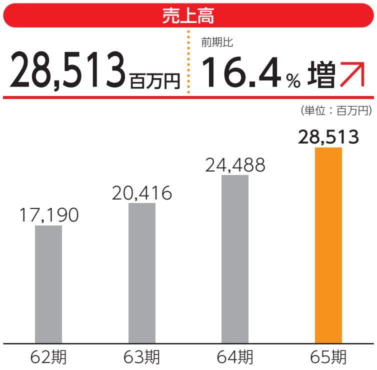

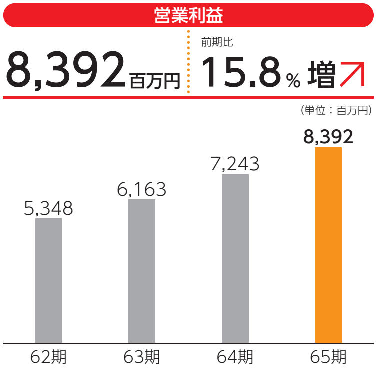

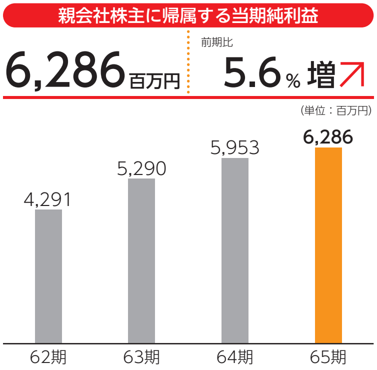

セグメント別状況

サージカル関連製品

売上高
8,152百万円
（前期比＋20.2%）

営業利益
2,640百万円
（前期比＋24.5%）

白内障手術等で使用される眼科ナイフの売上が中国を中心としたアジア、欧州、北米等の地域で好調に推移したことにより、増収増益となりました。

アイレス針関連製品

売上高
10,222百万円
（前期比＋19.2%）

営業利益
3,872百万円
（前期比＋35.2%）

製品需要の拡大を背景として、アイレス針の受注が中国を中心としたアジア、北米等の地域で引き続き増加したことにより、増収増益となりました。

デンタル関連製品

売上高
10,139百万円
（前期比＋11.1%）

営業利益
1,878百万円
（前期比△16.8%）

中国、インドを中心としたアジア地域において販売が好調に推移しました。他方、インドや東南アジアにおける積極的なマーケティング活動に伴う販売費及び一般管理費の増加により、減益となりました。

ご参考

地域別売上高（連結）

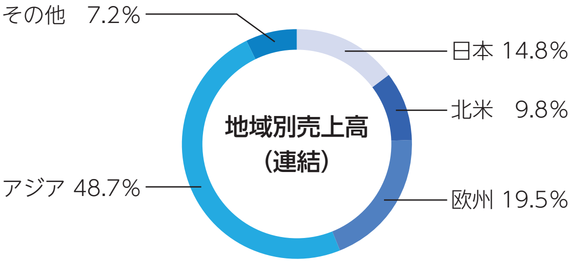

海外売上高比率
85.2%

⑵　設備投資等の状況
　当連結会計年度の設備投資額は7,682百万円となりました。これは主に、国内のスマートファクトリー関連投資やベトナム製造子会社の新工場建設関連投資等によるものです。

⑶　資金調達の状況
　当連結会計年度の設備投資に係る所要資金につきましては、全額自己資金により充当いたしました。

⑷　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
　該当事項はありません。

⑸　他の会社の事業の譲受けの状況
　該当事項はありません。

⑹　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
　該当事項はありません。

⑺　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
　該当事項はありません。

⑻　対処すべき課題

高齢化の進展及び医療技術の高度化は医療費の急増をもたらすことから、先進各国では医療費抑制政策が次々と打ち出されております。これらの医療制度改革に対応すべく、経営の効率化、経費削減やデジタル化が推し進められ、医療機関のコスト意識はより一層高まっております。一方、感染症予防意識の高まりによる市場の活性化、さらには新興市場においては、医療インフラの整備及び所得向上による需要の拡大が予想され、医療機器市場全体では引続き拡大を見込んでおります。

このような環境下、当社グループは、「世界一の品質を世界のすみずみへ」という使命を掲げ、当社グループの製品を世界中に提供し、世界の人々の幸福に貢献することを目指しております。当社グループの更なる成長に向けて、2022年８月期より中期経営計画をスタートし、営業・生産・開発の各機能のグローバル化を進めることでビジネスモデルの変革を行い、企業理念実現のための取り組みを着実に進めております。中期経営計画においては、製品の開発・生産・提供及び持続可能性の４つの視点について重点目標を掲げており、それぞれの対処すべき課題を以下のとおり認識しております。

グローバルでの事業拡大

当社の営業方針である「世界一の品質を世界のすみずみへ」を実現するため、グローバルな視点で地域密着型営業を推進することが必要と認識しております。中国、インド、ASEANといった成長著しいアジア市場においては、一人当たりGDP増加、症例数増加に伴う医療用消耗品需要の増加が見込まれます。新たな販売拠点としてマレーシアに設立した販売子会社MANI MEDICAL DEVICE MALAYSIA SDN. BHD.を通じて、東南アジア地域に根差したマーケティング活動を推進し、現地ユーザーニーズの把握及び販売網の拡大に努めてまいります。さらに、先進市場である欧米市場においては、2024年９月にアメリカを拠点とする新たな販売拠点、MANI MEDICAL AMERICA, INC.（注）を設立しました。医療先進国での地域密着型営業を推進してまいります。先進市場における新たなニーズをタイムリーに捕捉し、製品化に繋げるグローバルマーケティングを実現し、グローバルでの事業拡大を目指してまいります。

（注）2025年１月より活動開始を予定しております。

世界で戦える製品開発

新たな独創技術の獲得、コア技術の深化及び上市スピードの向上を図るため、開発・営業部門の連携を強化することが必要と認識しております。日本のみならず、世界のKOL（キー・オピニオン・リーダー）医師の声を取入れるグローバルな新製品開発体制を強化してまいります。グローバルマーケティングによる更なる市場シェア・売上拡大を目指しながら、市場ニーズを速やかに捉える製品開発を一体的に進め、競争優位を高めてまいります。

高品質・低コストを実現するグローバル生産体制の構築

従来の人手による品質管理から先端技術やデジタル技術を活用した生産方式に変革し、より低コストで高品質なモノづくりを実現する必要があると認識しております。現在、創業の地である栃木県高根沢町に革新的なスマートファクトリーの建設を進めております。今回建設するスマートファクトリーは、新製品の量産技術及び主要既存製品の次世代の自動化生産ラインの確立とその後の海外展開を見据えた「パイロット工場」として位置付けており、製造の省人化や製品の原価低減を図りながらグローバルでの売上拡大を目指しております。また、日本国内に新たな生産拠点を設けることで、医療機器メーカーとして安定的な製品供給体制を構築してまいります。また、ベトナム生産拠点であるMANI HANOI CO.,LTD.においては、工程改善、在庫管理強化による生産効率の向上を目指すとともに、更なる増産体制を構築するため、第７期工場の建設を進めてまいります。

マニーサステナビリティの推進

持続的な成長と持続可能な社会の実現の両立を目指すべく、「マニーサステナビリティ」を着実に推進することが必要と認識しております。今後の持続可能な成長を実現するための十分な体制を維持強化すべく、企業競争力の源泉となる人財への投資を増やしていき、高度な専門知識や経験を有する人財を採用・育成すると同時に、多様性を容認し「働きやすさ」と「働きがい」のある職場環境の醸成を推進してまいります。加えて、当社の事業に関わる国と地域で人権を尊重する経営を推進し、持続可能な社会の実現に貢献することを目指し、2024年９月には「マニーグループ人権方針」を新たに策定しました。

環境面については、グループ全体でのCO2排出量の削減を目的に、日本・ドイツ・ベトナムの各拠点において太陽光発電の導入、さらに国内では電力購入契約（Power Purchase Agreement）を締結し、地元企業と連携してCO2排出量削減に取り組んでまいります。さらに海外でのオペレーションの拡大に伴い、海外拠点におけるガバナンスや内部統制の強化も優先的な課題として認識し、積極的に取組んでまいります。

更なる成長に向けた取組み

上記課題に加え、より中長期的視点で当社グループを取り巻く事業環境の変化を考慮すると、これまでに築き上げてきた開発・生産・営業の各機能におけるプラットフォーム変革をさらに加速していく必要があると認識しております。そこで、当社は「マネージメント・プラットフォーム改革」、すなわち組織体制や事業運営の強化・変革を重要課題に掲げ、2025年８月期よりその活動を本格化いたします。全社的な組織再編を実施するほか、2024年11月25日より現社外取締役である渡部眞也を新たな代表執行役社長として、新たなマネジメント・チームによる中期経営計画の着実な実行を目指してまいります。

今後も中期経営計画に基づく成長戦略により、企業価値の向上を目指してまいりますので、株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移（連結ベース）

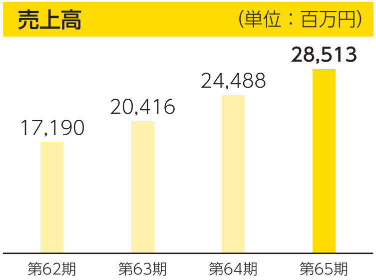

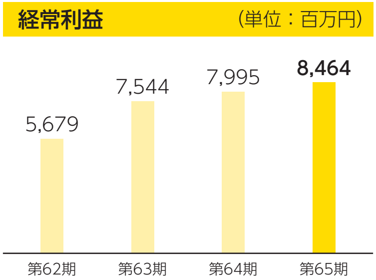

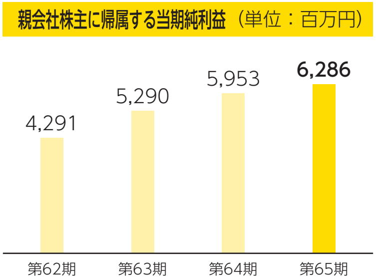

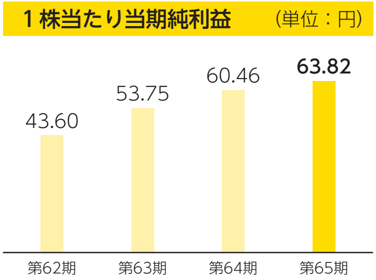

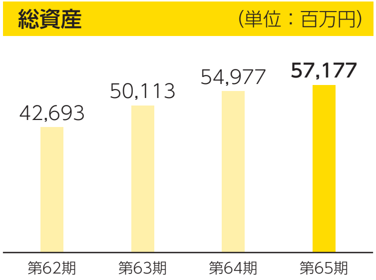

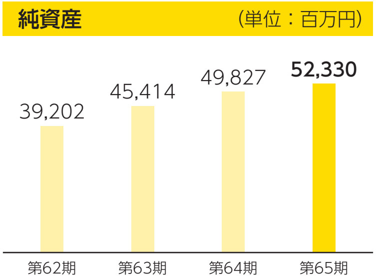

区　分	第 62 期 2020年９月１日から 2021年８月31日まで	第 63 期 2021年９月１日から 2022年８月31日まで	第 64 期 2022年９月１日から 2023年８月31日まで	第65期(当連結会計年度) 2023年９月１日から 2024年８月31日まで
売上高（百万円）	17,190	20,416	24,488	28,513
経常利益（百万円）	5,679	7,544	7,995	8,464
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	4,291	5,290	5,953	6,286
１株当たり当期純利益（円）	43.60	53.75	60.46	63.82
総資産（百万円）	42,693	50,113	54,977	57,177
純資産（百万円）	39,202	45,414	49,827	52,330

② 当社の財産及び損益の状況の推移（単体ベース）

売上高 （単位：百万円）

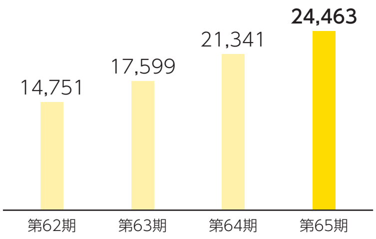

経常利益 （単位：百万円）

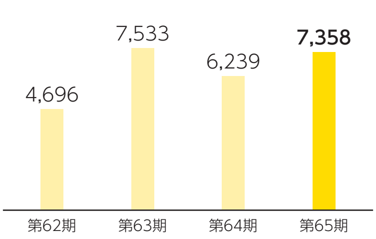

当期純利益 （単位：百万円）

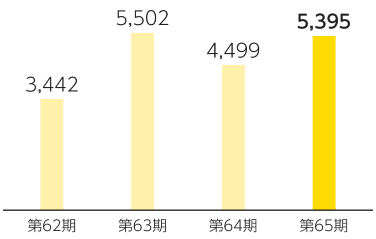

1株当たり当期純利益 （単位：円）

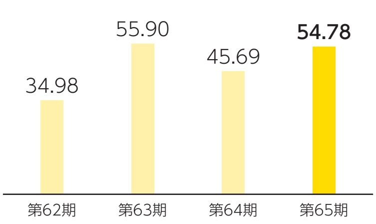

総資産 （単位：百万円）

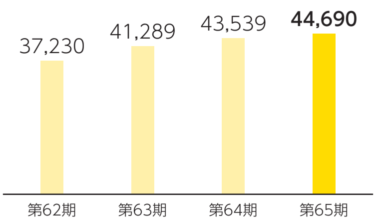

純資産 （単位：百万円）

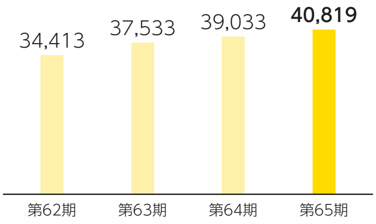

区　分	第 62 期 2020年９月１日から 2021年８月31日まで	第 63 期 2021年９月１日から 2022年８月31日まで	第 64 期 2022年９月１日から 2023年８月31日まで	第65期（当事業年度） 2023年９月１日から 2024年８月31日まで
売上高（百万円）	14,751	17,599	21,341	24,463
経常利益（百万円）	4,696	7,533	6,239	7,358
当期純利益（百万円）	3,442	5,502	4,499	5,395
１株当たり当期純利益（円）	34.98	55.90	45.69	54.78
総資産（百万円）	37,230	41,289	43,539	44,690
純資産（百万円）	34,413	37,533	39,033	40,819

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数により計算しております。
　　　２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第63期の期首から適用しており、各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

⑽　重要な親会社及び子会社の状況（2024年８月31日現在）

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
MANI HANOI CO., LTD.(ベトナム)	9,862万米ドル	100%	当社製品の加工
MANI YANGON LTD. (ミャンマー)	380万米ドル	100%	当社製品の加工
MANI VIENTIANE SOLE.CO., LTD. (ラオス)	300万米ドル	100%	当社製品の加工
MANI MEDICAL HANOI CO., LTD. (ベトナム)	40万米ドル	100%	当社グループ製品の販売
馬尼(北京）貿易有限公司（中国）	700万元	100%	当社製品の販売
MANI MEDICAL INDIA PRIVATE LIMITED（インド）	49百万ルピー	100%	当社グループ製品の販売 当社の業務請負
MANI MEDICAL DEVICE MALAYSIA SDN. BHD.（マレーシア）	１百万リンギット	100%	当社の業務請負
マニー・リソーシズ株式会社	15百万円	100%	当社の業務請負
MANI MEDICAL GERMANY GmbH（ドイツ）	25千ユーロ	100%	歯科修復材等の開発・製造・販売

（注）当社は2024年９月に連結子会社として「MANI MEDICAL AMERICA, INC.」を設立し、2025年１月より活動開始を予定しております。

⑾　主要な事業内容（2024年８月31日現在）

①　医療機器の製造販売
②　医療機器の輸入販売
③　その他上記に付帯する一切の業務

上記医療機器の現状内容は手術用縫合針（アイレス縫合針、アイド縫合針）、手術用針付縫合糸、手術用縫合器、眼科ナイフ、歯科用根管治療機器（リーマ・ファイル等）、歯科用回転切削機器（ダイヤバー等）、歯科材料（歯科用修復材）です。

⑿　主要な営業所及び工場（2024年８月31日現在）

名称	所在地
当社	（清原工場）　栃木県宇都宮市清原工業団地８番３ （高根沢工場）栃木県塩谷郡高根沢町大字中阿久津743番地 （東京サテライトオフィス）東京都千代田区丸の内１丁目７番12号 サピアタワー14F （大阪サテライトオフィス）大阪府大阪市北区堂島１丁目１番５号 関電不動産梅田新道ビルB2
MANI HANOI CO., LTD. （子会社）	（フーエン第１工場）VIETNAM, THAI NGUYEN Province　Pho Yen （フーエン第２工場）VIETNAM, THAI NGUYEN Province　Pho Yen
MANI YANGON LTD. （子会社）	MYANMAR, YANGON
MANI VIENTIANE SOLE.CO., LTD. （子会社）	LAO PDR, VIENTIANE Province
MANI MEDICAL HANOI CO., LTD. （子会社）	VIETNAM, THAI NGUYEN Province　Pho Yen
馬尼（北京）貿易有限公司 （子会社）	中国北京市
MANI MEDICAL INDIA PRIVATE LIMITED （子会社）	INDIA, DELHI
MANI MEDICAL DEVICE MALAYSIA SDN. BHD. （子会社）	MALAYSIA, KUALA LUMPUR
マニー・リソーシズ株式会社 （子会社）	栃木県宇都宮市清原工業団地８番３
MANI MEDICAL GERMANY GmbH （子会社）	GERMANY, HESSEN

（注）１．当社は2024年９月に連結子会社として「MANI MEDICAL AMERICA, INC.」を設立し、2025年１月より活動開始を予定しております。
２．大阪サテライトオフィスは2024年10月21日より「大阪府大阪市北区梅田3-2-123イノゲート大阪9F（コンパスオフィス内）」に移転しております。

⒀　使用人の状況（2024年８月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
サージカル関連製品	764（13）名	120名増　（８名増）
アイレス針関連製品	1,765　（5）名	251名増　（15名減）
デンタル関連製品	1,139（22）名	45名増　（３名増）
全社（共通）	486（16）名	53名増　（6名増）
合計	4,154（56）名	469名増　（２名増）

（注）１．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．使用人が前連結会計年度末に比べて469名増加したのは主に受注増加に伴う、ベトナム製造子会社MANI HANOI CO., LTD.の工場生産能力拡大によるものです。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
403（32）名	37名増（22名増）	42.0歳	14.3年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2．会社の株式に関する事項（2024年８月31日現在）

(1)　発行可能株式総数　356,400,000株
(2)　発行済株式の総数　107,003,277株
(3)　株主数（単元未満株主含む）　21,386名
(4)　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12,913,500	13.11
マニックス株式会社	10,600,000	10.76
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	7,152,100	7.26
松谷技研株式会社	5,084,000	5.16
公益財団法人マニー松谷医療奨学財団	3,200,000	3.25
松谷貫司	2,169,800	2.20
CEPLUX－COLUMBIA THREADNEEDLE（LUX）I	2,099,600	2.13
松谷正光	2,064,400	2.10
株式会社正光	2,048,000	2.08
松谷正明	1,828,200	1.86

（注）１．上記のほか、自己株式が8,484,606株あります。
２．持株比率は自己株式8,484,606株を控除して計算しております。

（ご参考）
株主数の推移

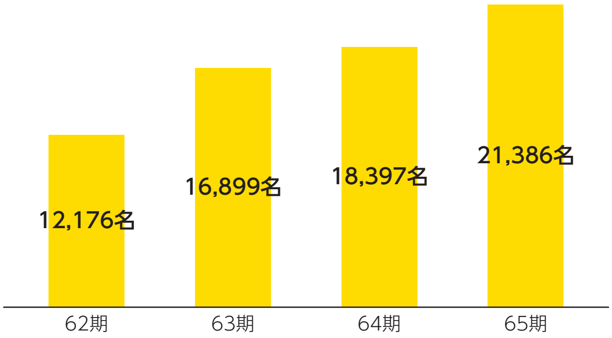

株式分布状況（2024年8月31日現在）

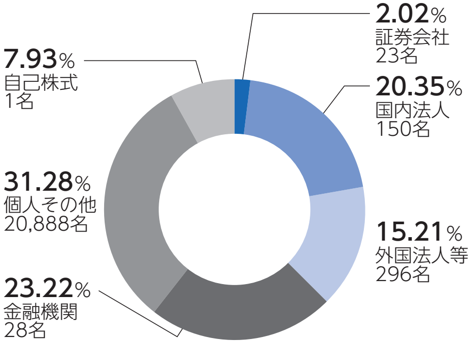

(5)　当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	－	－
社外取締役	－	－
執行役	21,775株	3名
合計	21,775株	3名

（注）当社の株式報酬の内容については、事業報告34頁「⑷取締役及び執行役の報酬等の総額」に記載しております。

3．会社役員に関する事項

(1)　取締役及び執行役の状況（2024年８月31日現在）

①取締役の状況

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	齊藤　雅彦	戦略委員
取締役	髙橋　一夫	戦略委員
取締役	髙井　壽秀	取締役会副議長 指名委員、報酬委員
取締役	矢野　達司	指名委員長、監査委員長 ＫＰＰグループホールディングス㈱社外取締役
取締役	森山　裕紀子	報酬委員長、監査委員 早稲田リーガルコモンズ法律事務所パートナー弁護士 和光市個人情報保護審議会会長
取締役	渡部　眞也	戦略委員長 ㈱CROSS SYNC社外取締役 内閣府日本医療開発機構審議会委員 愛媛大学医学系研究科ヘルスケアデータサイエンス講座客員教授
取締役	光定　洋介	取締役会議長 指名委員、報酬委員、監査委員、戦略委員 産業能率大学経営学部教授 共同印刷（株）社外取締役

(注) １．取締役矢野達司氏、森山裕紀子氏、渡部眞也氏、光定洋介氏は、社外取締役であります。なお、当社は矢野達司氏、森山裕紀子氏、渡部眞也氏、光定洋介氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

２．当社は、監査委員会の職務を補助するものとして監査委員会室を設置し、重要会議への出席等を通じて情報の収集を行うほか、内部監査部門及び執行役から定期的にヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査委員を選定しておりません。

３．第65期の異動については以下の通りです。
指名委員会：光定洋介氏が指名委員に就任し、渡部眞也氏が退任（2024年5月31日付）
取締役会：光定洋介氏が取締役会議長に就任（2024年7月11日付）

②執行役の状況

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表執行役社長	齊　藤　雅　彦	CEO（最高経営責任者） COO（最高業務執行責任者） MANI HANOI CO., LTD.取締役 MANI YANGON LTD.取締役 MANI VIENTIANE SOLE CO., LTD.取締役 MANI MEDICAL HANOI CO., LTD取締役 馬尼（北京）貿易有限公司董事 MANI MEDICAL INDIA PRIVATE LIMITED取締役 MANI MEDICAL DEVICE MALAYSIA SDN. BHD.取締役
執行役副社長	髙　橋　一　夫	MANI HANOI CO., LTD.取締役 MANI YANGON LTD.取締役 MANI VIENTIANE SOLE CO., LTD.取締役 MANI MEDICAL HANOI CO., LTD取締役 馬尼（北京）貿易有限公司監事 MANI MEDICAL INDIA PRIVATE LIMITED取締役 MANI MEDICAL DEVICE MALAYSIA SDN. BHD.取締役
執行役専務	福　本　英　士	CTO（最高技術責任者） 開発・品質安全管理管掌 開発本部長
執行役専務	栗　田　秀　一	CSO（最高販売責任者） 事業・営業管掌 馬尼（北京）貿易有限公司董事長 MANI MEDICAL HANOI CO., LTD取締役 MANI MEDICAL INDIA PRIVATE LIMITED取締役 MANI MEDICAL DEVICE MALAYSIA SDN. BHD.取締役
執行役常務	神　阪　知　己	CMO（最高製造責任者） 生産本部長 MANI HANOI CO., LTD.取締役会長 MANI YANGON LTD.取締役会長 MANI VIENTIANE SOLE CO., LTD.取締役会長
執行役常務	橋　本　尚　久	CFO（最高財務責任者） CRO（最高リスク管理執行責任者） 企画・管理管掌 企画本部長
執行役	松　本　英　夫	CQO（最高品質責任者） 品質安全管理本部長
執行役	村　井　秀　行	CHRO（最高人事責任者） 管理本部長

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
執行役	前原健太朗	デンタル事業本部長 馬尼（北京）貿易有限公司総経理兼董事兼法定代表人
執行役	稲富健太郎	営業本部長

（注）1．執行役齊藤雅彦及び髙橋一夫は、取締役と執行役を兼務しております。
2．執行役福本英士は2024年３月１日付、執行役栗田秀一及び橋本尚久は2024年５月１日付で新たに執行役に就任しました。
3．執行役松本英夫、村井秀行、前原健太朗及び稲富健太郎の４名は、2024年８月31日をもって執行役を退任しました。
4．当事業年度末日後の各執行役の担当及び重要な兼職の状況は以下のとおりです。

氏　名	担当及び重要な兼職の状況	就任年月日
齊藤　雅彦	最高経営責任者	2024年9月1日
髙橋　一夫	社長補佐（特命事項） CRO（最高リスク管理執行責任者）	2024年9月1日
福本　英士	モノづくり部門長 開発本部長	2024年9月1日
栗田　秀一	CSO（最高販売責任者） ビジネス部門長、経営企画室長 グローバル営業本部長 馬尼（北京）貿易有限公司董事長 MANI MEDICAL HANOI CO., LTD取締役 MANI MEDICAL INDIA PRIVATE LIMITED取締役 MANI MEDICAL DEVICE MALAYSIA SDN. BHD.取締役 MANI MEDICAL AMERICA INC.取締役	2024年9月1日
神阪　知己	モノづくり部門副部門長 生産本部長 MANI HANOI CO., LTD.取締役会長 MANI YANGON LTD.取締役会長 MANI VIENTIANE SOLE CO., LTD.取締役会長	2024年9月1日
橋本　尚久	社長補佐（コーポレート副統括） CFO（最高財務責任者） 経営管理本部長 馬尼（北京）貿易有限公司監事 MANI HANOI CO., LTD.取締役	2024年9月1日

⑵　責任限定契約の内容の概要
　当社は矢野達司氏、森山裕紀子氏、渡部眞也氏、光定洋介氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

⑶　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
　当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により塡補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、執行役ならびに管理職であり、保険料は当社が全額負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には塡補の対象としないこととしております。

⑷　取締役及び執行役の報酬等の総額
①役員報酬等の内容の決定に関する方針等
　当社の報酬委員会は、社外取締役が過半数で構成されており、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を以下のとおり定めております。報酬委員会は当該方針及び他社の報酬水準等を踏まえ、取締役及び執行役の基本報酬及び業績連動報酬等の報酬制度の構築ならびに個人別の報酬額につき審議・決定しており、当事業年度に係る取締役及び執行役の個人別報酬等についても当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的に、2022年10月26日開催の報酬委員会にて、これまで執行役に支給していたパフォーマンスユニット及び役員退職慰労金制度を廃止し、新たに譲渡制限付株式報酬の導入を決定しております。

a. 基本方針
　当社は「企業価値向上のための当社に適した人材の確保に必要な報酬水準」を基本方針とし、「企業価値向上のための当社に適した取締役及び執行役の確保に必要な報酬水準を設定するとともに、インセンティブを付与する報酬体系を構築し、透明で適正な運用を行うことにより、当社の業績向上に資する」ことを報酬委員会の役割としております。

b. 取締役報酬に関する方針

取締役報酬は、基本報酬（固定報酬）により構成しております。基本報酬は委任する仕事量相当額とし、退職慰労金制度は設けておりません。また、執行役を兼務する場合は取締役としての報酬は支給しておりません。

c. 執行役報酬に関する方針

執行役報酬は、基本報酬（固定報酬）と変動報酬により構成し、その割合は概ね65％：35％の割合（標準業績時）とします。

基本報酬（固定報酬）は、当社経営環境・他社水準などを考慮して仕事に打ち込むのに必要且つ十分な額とし、変動報酬は、業績連動報酬（短期インセンティブ）と譲渡制限付株式報酬（長期インセンティブ、国内非居住者の場合は別の取扱いをする）（以下「RS」という。）により構成しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 （うち、社外取締役）	54 (43)	54 (43)	0 (0)	- (-)	6名 （5名）
執行役	337	210	82	44	10名
合計	392	264	83	44	16名

（注）1. 上表には、直前の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名及び同定時株主総会にて就任した取締役１名を含んでおります。なお、期末現在の人員は取締役７名、執行役10名で、取締役のうち２名は執行役を兼務しております。
2. 取締役と執行役の兼任者には取締役としての報酬は支給せず、執行役の欄に執行役としての総額を記載しております。
3. 業績連動報酬には過年度分のパフォーマンスユニット報酬額を含めております。

③業績連動報酬等に関する事項

a. 業績連動報酬

執行役に支給する業績連動報酬は、執行役就任時の期に属する当社会計期間における連結営業利益の「直近過去２期平均比達成度係数」、「過去最高期比達成度係数」に月額固定報酬を乗じた額の和を支給しております。当該指標に「連結営業利益の伸び率」を選択した理由は、当社グループの企業価値向上の方針に沿うためであります。

月額基本報酬×（「直近過去２期平均比達成度係数」＋「過去最高期比達成度係数」）

（注）1. 「直近過去２期平均比達成度係数」は、執行役就任期の前期及び前々期の連結営業利益平均額に対する当該事業年度の連結営業利益の達成率（伸び率）から下表より算定します。

2. 「過去最高期比達成度係数」は、直近の過去４期最高期連結営業利益に対する当該事業年度の連結営業利益の達成率（伸び率）から下表より算定します。

3. 達成率（%）が100%未満の場合、達成度係数はゼロとします。

達成率（%）	達成度係数
130≦	3.70
125	3.08
120	2.47
115	1.85
110	1.23
105	0.62
100	0.00

※上表に表示のない達成率（%）については、表示された達成率間を直線とみなして達成度係数を算定します。また、当該達成度係数は、四捨五入して、小数点以下第１位までとします。
業績連動報酬は、執行役の月額基本報酬の7.4か月分相当額を上限とし、これは固定報酬を65%とした報酬総額（100%）の０%～40%の額に相当します。
業績連動報酬は、従業員の決算賞与が支給されない場合、また、算定した業績連動報酬を当該事業年度の連結営業利益から差し引いた額が前期比マイナス、あるいはマイナスとなることが予想される場合は、いずれも支給しません。

＜当連結会計年度における当該指標の目標、実績＞

	目標	実績	達成率	達成度係数	達成度係数合計
直近過去2期平均比達成度係数	6,703百万円	8,392百万円	125.2%	3.1	5.1
過去最高期比達成度係数	7,243百万円	8,392百万円	115.8%	2.0	

b. 譲渡制限付株式報酬の算定方法

　執行役（国内非居住者を除く）に支給する譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とし、「中期経営計画達成要件RS」と「中期経営計画ラップ目標達成要件RS」の２つで構成しております。当該指標に「連結売上高」「連結営業利益」を選択した理由は、当社グループの企業価値向上の方針に沿うためであり、「株価」を選択している理由は、株主との価値共有を進めるためであります。

[中期経営計画達成要件RS]

　中期経営計画の初年度に、役位に応じて決定される固定報酬を65%とした報酬総額(100%)の15%の額の金銭報酬債権を付与した上で、当該債権の現物出資を受けて発行又は処分を行う方法により、中期経営計画期間（5年を想定）に応じて、当社普通株式である中期経営計画達成要件RS株式を一括して付与します。

　中期経営計画の最終年度に、３指標（連結売上高、連結営業利益、株価）のすべての目標を達成し、かつ、中期経営計画の最終年度に在籍要件を満たした場合、付与済み株式（RS）の譲渡制限を解除します。それ以外の場合、当社が付与済み株式（RS）の全部を無償で取得します。

[中期経営計画ラップ目標達成要件RS]

　中期経営計画期間の各年度において、３指標（連結売上高、連結営業利益、株価）の目標達成率の加重平均が100%を超えた部分について、200%を上限として算出された達成率に応じて、役位に応じて決定される固定報酬を65%とした報酬総額(100%)の0～15%の額の金銭報酬債権を付与した上で、当該債権の現物出資を受けて発行又は処分を行う方法により、当社普通株式である中期経営計画ラップ目標達成要件RS株式を付与します。

　中期経営計画の最終年度に在籍要件を満たした場合、付与済み株式（RS）の譲渡制限を解除します。それ以外の場合、当社が付与済み株式（RS）の全部を無償で取得します。

＜報酬構成比率イメージ＞

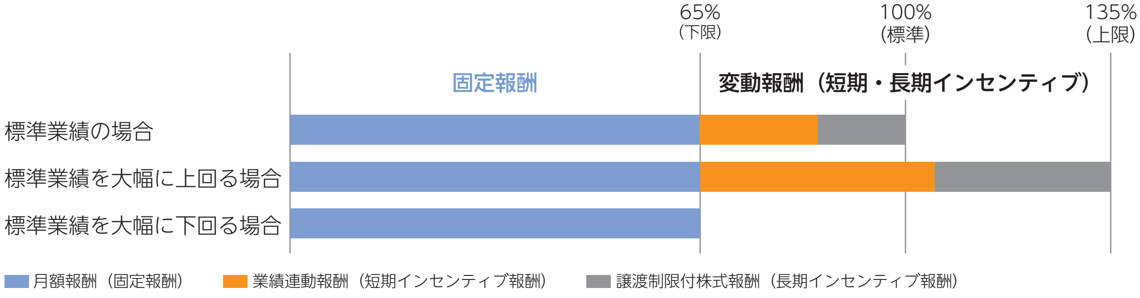

⑸　社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

・矢野達司氏は、ＫＰＰグループホールディングス㈱社外取締役を兼務しております。当社とＫＰＰグループホールディングス㈱との間には特別の関係はありません。
・森山裕紀子氏は、早稲田リーガルコモンズ法律事務所パートナー弁護士及び和光市個人情報保護審議会会長を兼務しております。当社と早稲田リーガルコモンズ法律事務所及び和光市個人情報保護審議会との間には特別の関係はありません。
・渡部眞也氏は、㈱CROSS SYNC社外取締役、内閣府日本医療開発機構審議会委員及び愛媛大学医学系研究科ヘルスケアデータサイエンス講座客員教授を兼務しております。当社と㈱CROSS SYNC、内閣府日本医療開発機構審議会及び愛媛大学との間には特別の関係はありません。
・光定洋介氏は、産業能率大学 経営学部教授及び共同印刷（株）社外取締役を兼務しております。当社と産業能率大学及び共同印刷（株）との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取　締　役	矢　野　達　司	当事業年度開催の取締役会19回中19回、指名委員会20回中20回及び監査委員会13回中13回のすべてに出席し、事業会社役員経験者の見地から、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び審議・決定を行っております。
取　締　役	森　山　裕　紀　子	当事業年度開催の取締役会19回中19回、報酬委員会13回中13回及び監査委員会13回中13回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び審議・決定を行っております。
取　締　役	渡　部　眞　也	当事業年度開催の取締役会19回中19回、指名委員会11回中11回及び戦略委員会10回中10回のすべてに出席し、会社役員及び生産・研究開発の統括経験者としての見地から、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び審議・決定を行っております。 なお、取締役渡部眞也氏は2024年５月31日付で指名委員長を退任しております。
取　締　役	光　定　洋　介	取締役就任後開催の取締役会16回中16回、指名委員会９回中９回、報酬委員会10回中10回、監査委員会10回中10回及び戦略委員会10回中10回のすべてに出席し、他社での会社役員や投資家としての経験、ならびにファイナンスの専門家としての見地から、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び審議・決定を行っております。

4．会計監査人の状況

⑴　名称　　　　　　　　　　　有限責任監査法人トーマツ

（注）第64期に当社の会計監査人であった有限責任あずさ監査法人は、2023年11月20日開催の第64期定時株主総会終結時をもって退任し、新たに有限責任監査法人トーマツが当社の会計監査人に就任いたしました。

⑵　報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	45百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

（注）1．当社の子会社であるMANI HANOI CO.,LTD.、MANI YANGON LTD.、MANI VIENTIANE SOLE CO.,LTD.、MANI MEDICAL HANOI CO.,LTD、馬尼（北京）貿易有限公司、MANI MEDICAL INDIA PRIVATE LIMITED、MANI MEDICAL GERMANY GmbH、MANI MEDICAL DEVICE MALAYSIA SDN. BHD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらに相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

2．監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

⑶　会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査委員会は、企業不祥事を防ぐ方法のひとつとして、会計監査人との間で良好な緊張関係を維持しつつ会計監査を受ける環境を整備するために、原則６年を超えて同一の会計監査人を再任しないこと、及び会計監査をバックグラウンドとする社外取締役の出身と同一の監査事務所を選任しないことを基本方針としております。また、６年を超える場合の特別な事情の有無については、１年ごとに監査委員会において検討判断するものとしております。

会計監査人の選任にあたっては、適切かつ効率的な監査が実施できる能力と人材の基準を満たした公認会計士の属する監査法人を選任することとし、会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合及び会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任とする議案の内容を決定いたします。

⑷　責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5．剰余金の配当等の決定に関する方針

将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、それらを有効活用した成長戦略を推し進めることで積極的な株主還元を継続的に実現してまいります。内部留保資金はスマートファクトリー、ベトナム製造子会社MANI HANOI CO., LTD.の新工場の建設、研究開発投資、生産設備投資、及び販売マーケティング活動等の強化に充てております。

第65期の配当につきましては、当期業績を勘案しつつも、この方針に基づき、１株当たり39円（中間配当16円、期末配当23円）といたします。

第66期の配当につきましては、現在の配当性向（第65期で61.1％）を維持しつつ、将来への成長に向けた投資活動に重点的に資金配分を行う考えから、当期と同額の１株当たり39円（中間配当16円、期末配当23円）の予定としております。

〈ご参考〉コーポレート・ガバナンスに関する取組み

■コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は指名委員会等設置会社であり、2024年8月31日現在、取締役７名（うち社外取締役４名）及び執行役10名（兼務取締役２名を含む）により構成しております。

業務執行及び経営監視の仕組みとしては、株主総会において選任された取締役で構成する取締役会が、重要な会社の意思決定と執行役の監督を行い、経営を監視し、取締役会により選任された執行役が、担当業務毎に、権限が強化され、迅速で効率的な業務執行を実現しております。

各委員会について、指名委員会、報酬委員会、監査委員会の委員はその過半数が社外取締役で構成されているほか、戦略委員会の委員はその半数が社外取締役により構成されております。

各委員会の概要として、「指名委員会」は定時株主総会に提出する取締役候補ならびに取締役会に提出する執行役候補を決定し、「報酬委員会」は取締役及び執行役の報酬制度・報酬金額等を決定し、「監査委員会」は取締役及び執行役の職務執行の違法性／妥当性監査と会計監査人選任案を決定しております。また、2023年11月に設置した「戦略委員会」では取締役会の大きな役割のひとつである企業戦略の大きな方向性を提示するための一助として中長期的な企業戦略についての検討と取締役への意見具申を行っております。

当社グループの業務執行上の重要案件（取締役会決議事項を除く）については、執行役全員で構成する執行役会にて審議・決定することとしており、上記のほか、本部間調整案件の審議、職務権限上自己決裁に当たる場合の牽制のための協議と承認、その他の全社の重要事項等の報告も当該会議にて行っております。

■コーポレート・ガバナンス体制図（2024年8月31日現在）

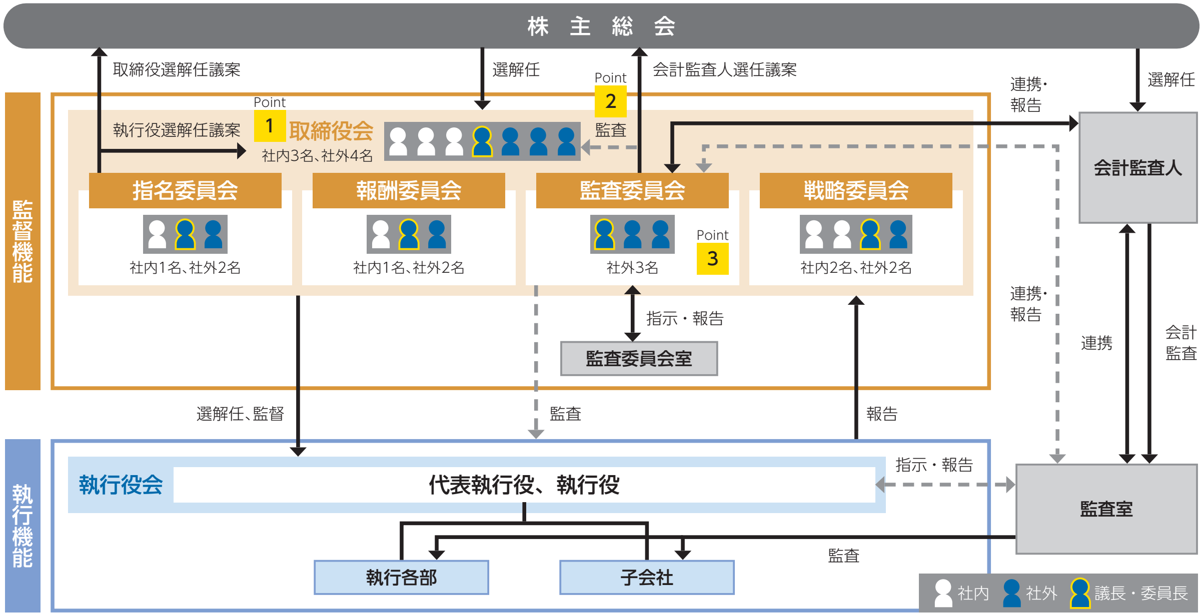

Point

1 取締役会の独立性と経営の透明性

2004年に委員会等設置会社（現：指名委員会等設置会社）に移行

- **4委員会**を設置
- 各委員長は**社外取締役**
- 取締役**7名のうち、4名**が社外取締役
- 議長は執行役を兼務しない社外取締役
- **監督と執行の分離**
- **重要な財産の処分および譲り受けについては取締役会で決議**

Point

2 監査の実効性

- 監査室および各部門による**定例報告**を開催
- 監査委員会は会計監査人と**定期的なミーティング**を実施し、会計監査人の監査の状況をレビュー

Point

3 ガバナンス体制のアップデート

- 2018年より**独立社外取締役が取締役会議長**を務める
- 2023年11月に戦略委員会を新たに設立

社外取締役比率	女性取締役比率
57.1%	14.3%
（4名/7名）	（1名/7名）

連結貸借対照表

(2024年８月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**【31,942】**	**流動負債**	**【3,912】**
現金及び預金	21,644	買掛金	181
受取手形	210	未払金	1,153
売掛金	2,710	リース債務	39
有価証券	18	未払法人税等	996
商品及び製品	896	賞与引当金	401
仕掛品	3,244	その他	1,139
原材料及び貯蔵品	2,221	**固定負債**	**【934】**
その他	1,009	リース債務	44
貸倒引当金	△14	退職給付に係る負債	583
固定資産	**【25,235】**	資産除去債務	233
（有形固定資産）	**(22,669)**	その他	73
建物及び構築物	6,779	**負債合計**	**4,846**
機械装置及び運搬具	4,456	**純資産の部**	
工具器具備品	631	**株主資本**	**【47,220】**
土地	4,427	資本金	1,087
建設仮勘定	6,290	資本剰余金	1,134
その他	83	利益剰余金	48,124
（無形固定資産）	**(1,338)**	自己株式	△3,125
ソフトウェア	642	**その他の包括利益累計額**	**【5,110】**
その他	696	その他有価証券評価差額金	11
（投資その他の資産）	**(1,228)**	為替換算調整勘定	5,057
投資有価証券	303	退職給付に係る調整累計額	42
繰延税金資産	593	**純資産合計**	**52,330**
保険積立金	214		
その他	116		
貸倒引当金	△0		
資産合計	**57,177**	**負債純資産合計**	**57,177**

連結損益計算書

（2023年９月１日から
2024年８月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**28,513**
売上原価		**10,616**
売上総利益		**17,897**
販売費及び一般管理費		**9,505**
営業利益		**8,392**
営業外収益		
受取利息	206	
投資事業組合運用益	7	
作業くず売却益	54	
その他	40	309
営業外費用		
支払利息	6	
株式報酬費用消滅損	40	
為替差損	164	
未稼働用地関連費用	23	
その他	3	237
経常利益		**8,464**
特別利益		
保険解約返戻金	26	
固定資産売却益	5	31
特別損失		
固定資産除却損	15	
減損損失	56	71
税金等調整前当期純利益		**8,424**
法人税、住民税及び事業税	2,107	
法人税等調整額	30	2,137
当期純利益		**6,286**
親会社株主に帰属する当期純利益		**6,286**

独立監査人の監査報告書

2024年10月24日

マニー株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人 トーマツ
さいたま事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　酒　井　博　康
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　浅　井　則　彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、マニー株式会社の2023年９月１日から2024年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の

注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2023年９月1日から2024年８月31日までの第65期事業年度における連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2．監査の結果

会計監査人有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年10月24日

マニー株式会社　監査委員会

監査委員長　矢 野 達 司 ㊞

監査委員　森 山 裕 紀 子 ㊞

監査委員　光 定 洋 介 ㊞

（注）監査委員全員は、会社法第２条第15号及び第400条第３項に規定する社外取締役であります。

貸　借　対　照　表

（2024年８月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**【19,762】**	**流動負債**	**【3,277】**
現金及び預金	11,328	買掛金	581
受取手形	210	未払金	934
売掛金	4,281	未払費用	334
有価証券	18	未払法人税等	957
商品	12	前受金	74
製品	505	預り金	66
仕掛品	1,485	賞与引当金	299
原材料及び貯蔵品	1,134	その他	27
前渡金	31	**固定負債**	**【593】**
前払費用	260	長期未払金	50
関係会社短期貸付金	105	退職給付引当金	529
未収入金	108	預り保証金	13
その他	283	**負債合計**	**3,871**
貸倒引当金	△3	**純資産の部**	
固定資産	**【24,928】**	**株主資本**	**【40,808】**
（有形固定資産）	**(11,716)**	**（資本金）**	**(1,087)**
建物	1,133	**（資本剰余金）**	**(1,134)**
構築物	34	資本準備金	1,134
機械装置	720	**（利益剰余金）**	**(41,712)**
車両運搬具	2	利益準備金	91
工具器具備品	251	その他利益剰余金	41,620
土地	3,893	別途積立金	36,165
建設仮勘定	5,681	繰越利益剰余金	5,455
（無形固定資産）	**(829)**	**（自己株式）**	**(△3,125)**
ソフトウェア	563	**評価・換算差額等**	**【11】**
その他	266	その他有価証券評価差額金	11
（投資その他の資産）	**(12,382)**		
投資有価証券	303		
関係会社株式	10,590		
関係会社長期貸付金	724		
繰延税金資産	452		
保険積立金	214		
その他	97		
貸倒引当金	△0	**純資産合計**	**40,819**
資産合計	**44,690**	**負債純資産合計**	**44,690**

損益計算書

（2023年９月１日から
2024年８月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**24,463**
売上原価		**10,802**
売上総利益		**13,661**
販売費及び一般管理費		**6,488**
営業利益		**7,172**
営業外収益		
受取利息及び配当金	394	
投資事業組合運用益	7	
その他	19	420
営業外費用		
支払利息	0	
株式報酬費用消滅損	40	
為替差損	171	
未稼働用地関連費用	23	
その他	0	234
経常利益		**7,358**
特別利益		
保険解約返戻金	26	
固定資産売却益	3	29
特別損失		
固定資産除却損	10	
減損損失	56	66
税引前当期純利益		**7,321**
法人税、住民税及び事業税	1,863	
法人税等調整額	62	1,925
当期純利益		**5,395**

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年10月24日

マニー株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人 トーマツ
さいたま事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　酒　井　博　康

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　浅　井　則　彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、マニー株式会社の2023年９月１日から2024年８月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の

　結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

　監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査委員会は、2023年９月１日から2024年８月31日までの第65期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1.監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の監査室その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、執行役及び主要な使用人の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2.監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年10月24日

マニー株式会社　監査委員会

監査委員長　矢　野　達　司　㊞

監 査 委 員　森 山 裕 紀 子　㊞

監 査 委 員　光　定　洋　介　㊞

（注）監査委員全員は、会社法第２条第15号及び第400条第３項に規定する社外取締役であります。

以　上

定時株主総会　会場ご案内図

日時　2024年11月25日（月曜日）午前10時（受付開始９時00分）

会場　ライトキューブ宇都宮 ３階 中ホール（東側）　栃木県宇都宮市宮みらい1番20号

［ アクセス ］

JR宇都宮駅 東口より
徒歩2分

会場には駐車場がございませんので公共交通機関をご利用いただくか、近隣の有料駐車場をご利用くださいますようお願い申し上げます。

FSC ミックス 紙｜責任ある森林管理を支えています FSC® C013080 www.fsc.org

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。